

地方自治体における在日外国人の相談・多言語による情報提供の実態 外国人登録者数の多い5府県の市を対象として

上岡 有智子

要旨：地方自治体における在日外国人の支援実態を明らかにし、支援のあり方を検討することを目的として、外国人登録者数の多い5府県の市(173件)に質問紙調査を実施し、115件の回答を得た(回収率 66.5%)。結果、多くの自治体で在日外国人の相談対応・情報提供を行っており、相談・情報の内容は保健・医療・福祉をはじめ多岐に渡っていた。相談には言語のわかる職員や筆談等によって対応し、主にホームページやパンフレットによる情報提供がされていた。また、各県の地域特性がみられたが、本当に地域の在日外国人のニーズに responding しているかという点で課題があった。今後は相談機能の向上、他団体との連携などとともにコミュニティあるいは在日外国人自身のエンパワメントへの支援が必要であり、ニーズに応えられるよう外国人住民をパートナーとした支援のあり方を検討していくことが望まれる。またそれは、日本人を含めたきめ細やかなサービスの確立や地域全体の健康増進につながる。

キーワード：在日外国人、地方自治体、情報提供、相談

はじめに

平成16年末の入国管理局の統計によれば、日本の外国人登録者は1990年以降激増し、平成16年末現在、日本の総人口の1.55%に当たる約197万人となり、前年に引き続き過去最高を更新している。日本の総人口と外国人登録者数の10年間の伸び率を比較すると、総人口は1.9%に対し、外国人登録者数は45.8%となっており増加は著しい。国籍(出身地)別に推移をみると、韓国・朝鮮は年々減少しているが、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーは増加傾向にあり、以上の5カ国で全体の外国人登録者数の8割以上を占める。在留資格全体では特別永住者は年々減少している一方、一般永住者等が増加している。一般永住者の国籍別内訳をみると中国が最も多く、ブラジル、フィリピン、ペルーの順となっており、いずれも20%に近い高い伸びを示している。特にブラジルは25%と毎年大幅な増加を続けており、定住化傾向を示している。

都道府県別外国人登録者数では、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県の順に多くなっている。都道府県で外国人登録者数が減少しているのは京都府(0.8%減)、宮城県

(0.7%減)、山口県(0.5%減)のみであり、反対に高い伸び率を示しているのは徳島県(9%増)、滋賀県(8.4%増)である。都道府県別人口に占める外国人登録者数の割合では、東京都(2.79%)が最も高く、愛知県(2.50%)、大阪府(2.41%)、静岡県(2.32%)、岐阜県(2.27%)という順になっている。国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が占める割合が高いのは大阪府(69%)、京都府(66%)で、中国が大きな割合を占めているのは、徳島県(60%)、愛媛県(56%)である。ブラジルは静岡県(50%)、滋賀県(44%)の順に割合が大きくなっており、フィリピンでは鹿児島県(30%)、福島県(24%)で割合が大きくなっている。ペルーが大きな割合を占めているのは栃木県(13%)および群馬県(11%)であり、各都道府県によって特徴がみられる。

年齢別構成割合をみると、韓国・朝鮮は日本と類似した構成となっており、65歳以上の総外国人登録者数の82.3%を占め、高齢化が進んでいる。一方、中国、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国は20歳から39歳までが高い割合を占めており、生産年齢人口に集中している。20歳から39歳までの男女別に占める割合をみると、特にフィリピンが、男性

51.5%、女性 75.9%と突出している¹⁾。これら
のことより、長年、定住している韓国・朝鮮
国籍の人々(オールドカマー)は日本人と同
様に高齢化に関する問題や年金など老後の
生活に関するニーズが高いと考えられる。一
方、80年代以降に急増した南米・東南アジア
出身のニューカマーと呼ばれる人々は生産
年齢人口に集中しており、労働やリプロダク
ティブヘルス/ライツ、母子保健に関わるニ
ーズが高いのではないかと考えられる。

以上のように、内なる国際化が急速に進ん
でおり、大都市以外の地方自治体でも国際化
に直面している。厚生労働省は単純労働者
には慎重に対応するとしながらも専門的・技
術的分野では日本の経済社会の活性化や国際
化を図る観点から外国人労働者を積極的に
受け入れるとしている²⁾。また、2004年には
日本経済団体連合会も、外国人の受け入れや
それに伴う問題の解決、透明かつ安定的な外
国人の受け入れシステムの確立を求めた提
言を示している³⁾。すなわち、今後も在日外
国人の増加や定住化が予測され、在日外国
人に対しても地域に暮らす住民の一人とし
ての対応や支援体制の確立が求められる時
代が来ているといえるだろう。現在、在日外
国人への支援としては、NPO、ボランティア、
国際交流協会、地方自治体、各医療機関な
どで通訳の配置や多言語パンフレットの作
成、多言語の健康相談会、育児交流会等が
行われている。しかし、在日外国人支援に
積極的な地方自治体もある一方で、そうし
た支援体制が整備されていない状況もみ
られる。沢田は、欧州では在住外国人の増
加に合わせて通訳や相談員の配置など政策
的なサービスの拡充を進めている国が多い
が、日本の保健医療の現場での対応は大
きく遅れていると指摘している⁴⁾。窓口担
当者の情報不足や思い込みによる判断で
在日外国人が保健・医療・福祉サービス
にアクセスできないといった状況はあつて
はならないが、言語や社会経済的

問題を抱える在日外国人もあり、彼らは、
そもそも保健医療システム自体や予防接種、
健康診断など公的機関からの情報も得にく
く、適切な保健医療サービスを受けにくい
状況にあることが多い。地域の中に保健医
療サービスの行き届かないコミュニティがあ
るといことは感染症対策等で他の地域にも
影響を及ぼすだろう。

そこで、在日外国人が多く暮らす地方自
治体での状況を明らかにし、今後、どのよ
うに在日外国人を支援していくことが望ま
しいのか検討したいと考えた。

用語の定義

本研究では在日外国人とは、日本に1年以
上居住または居住する予定で、外国籍また
は日本語を母国語としない住民と定義する。

研究目的

本研究では、在日外国人が多く暮らす地
域において、(1)在日外国人から地方自治
体への相談はどういう内容が多いのか、ど
のような対応がとられているのか、(2)地
方自治体から外国人への多言語での情報提
供は何を、どのように行われているのか、
(3)その地域における特性、地域差があ
るのかといった観点から地方自治体におけ
る外国人支援の実態を明らかにする。また、
その実態から、今後、望まれる支援のあり
方を検討することを目的とする。なお、本
調査は特定非営利活動法人多文化共生セン
ター・きょうとと共同で行った。

研究方法

2005年7月~9月に、郵送による自記式留
置法で質問紙調査を実施した。対象は外国
人登録者数の多い上位5府県内(東京都、大
阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県)の市(特
別区含む)の国際担当課とした。それぞれ、
東京都49件、大阪府33件、愛知県32件、
神奈川県19件、埼玉県40件で、計173
件に質問紙を郵送した。質問紙の内容は、言
葉の通じない外国人から相談を受けた経
験の有無、対

応した言語、相談内容、その後の対応方法、在日外国人への情報提供の有無、提供方法、情報の内容、情報の対応言語であった。倫理的配慮として、調査の目的および方法、得られたデータは調査目的以外に使用しないこと、調査に協力しなくても不利益とならないことを説明した調査依頼書を同封した。また、回収した質問紙やデータは厳重に管理した。得られたデータは統計パッケージソフト SPSS 11.0J for windows を使用して分析した。

研究結果

質問紙の回収率は、東京都 28 件(57.1%)、大阪府 19 件(57.6%)、愛知県 23 件(71.9%)、神奈川県 12 件(63.2%)、埼玉県 28 件(70.0%)であった。

1. 言葉の通じない外国人の対応経験

言葉の通じない外国人の対応をした経験があるかという問いには神奈川県 11 件(91.7%)、東京都 23 件(85.7%)、愛知県 19 件(82.6%)、埼玉県 23 件(82.1%)の順で多くあり、大阪府 14 件(73.7%)が最も少なかった(図 1)。

2. 対応した言語

対応した言語の割合は図 2 の通りで、英語が、いずれの府県でも 30%前後となっていた。愛知県では英語 13 件(27%)であるのに対し、ポルトガル語 16 件(33%)となっていた。また、東京都は他の県と比較して中国語 19 件(27%)、ハングル 15 件(21%)と多かった。その他の言語としてはタイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、ラオス語、ドイツ語、フランス語、カンボジア語、ネパール語、ウルドゥー語という回答があった。

3. 相談内容

相談内容をみると、いずれの県も保健・医療・福祉と税金・年金・保険に関する相談の割合が 20%前後と高かった。保健・医療・福祉の割合は大阪府 10 件(24%)、神奈川県 6 件(22%)、東京都 16 件(20%)、愛知県 12 件(19%)、埼玉県 10 件(14%)の順で高くなっていた(図

3)。税金・年金・保険の割合は埼玉県 20 件(29%)が最も高く、次いで愛知県 13 件(21%)、東京都 17 件(21%)となっていた。労働に関する相談は大阪府 6 件(15%)が最も多くなっていた。住居に関する相談では愛知県 12 件(19%)が最も多く、反対に大阪府 3 件(7%)は最も低かった。災害に関する相談はいずれの県も 10%以下で、大阪府では 0%だった。入国管理(在留手続き等)に関する相談では、最も多かったのは東京都 15 件(18%)で、次いで大阪府 7 件(17%)となっていた。その他の内容では、日本語教育、育児、生活全般、観光案内、結婚・離婚、ドメスティックバイオレンス、法律問題、交通事故といった回答があり、神奈川県 8 件(30%)と回答の割合が高かったが、県によって内容に大きな違いはなかった(図 3)。

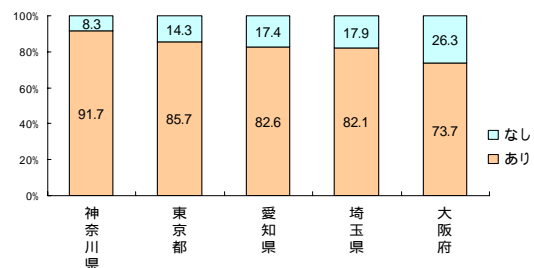


図 1 地方自治体における外国人対応経験の有無

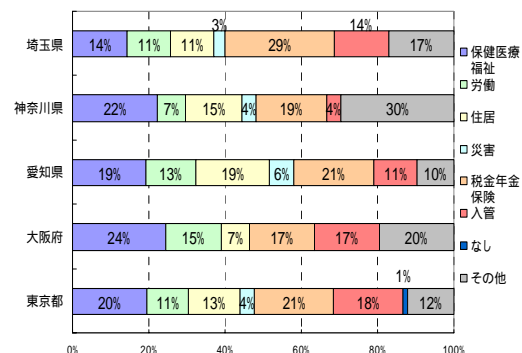


図 2 在日外国人からの相談に対応した言語

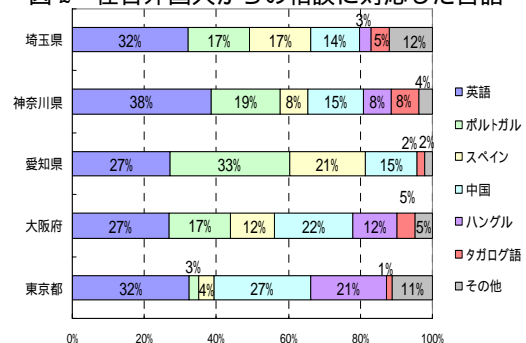


図 3 地方自治体での在日外国人からの相談内容

4. 対応方法

対応方法は図4の通りで、担当課内で対応したという回答は埼玉県 24 件(80%)が最も多く、次いで神奈川県 11 件(73%)、愛知県 18 件(72%)となっていた。最も割合が少なかったのは東京都 18 件(50%)であった。担当課内で対応したという回答の具体的な内容を見ると、言語のできる職員が対応したという回答が最も多く、神奈川県 8 件(47%)、東京都 12 件(41%)、愛知県 11 件(39%)、埼玉県 16 件(38%)、大阪府 7 件(37%)という結果で40%前後となっていた。職員が対応する以外としては、易しい言葉や筆談で対応したという回答が埼玉県 11 件(26%)で他の県より多く、有償の通訳を設置して対応したという回答が愛知県 7 件(25%)、東京都 6 件(21%)と多くなっていた。他の機関に相談したという回答は、大阪府 8 件(36%)が最も多く、次いで東京都 10 件(28%)となった。相談先の機関としては、国際交流協会、県、NPO などがあった。その他の対応としては、同機関内の外国人相談窓口を紹介した、相談者本人が通訳を連れて来たという回答があった。

5. 外国人への情報提供の有無

外国人(外国籍市民)への情報提供をしているかという問いで、しているという回答は愛知県 25 件(95.7%)、東京都 12 件(92.6%)、神奈川県 22 件(91.7%)、埼玉県 11 件(82.1%)、大阪府 23 件(63.2%)の順に多くなっていた。

(図5)

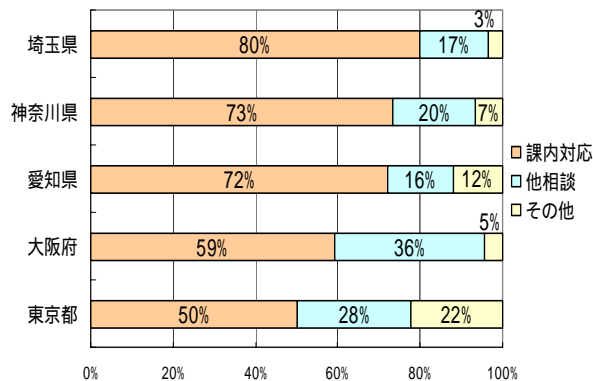


図4 在日外国人からの相談の対応方法

6. 情報提供方法

情報提供の方法としては、いずれの県でもホームページという回答の割合が30%前後で、多言語のパンフレットや小冊子を作成しているという回答の割合が50%前後となっており、これら2項目がほぼ8割を占めていた。ホームページが最も多かったのは東京都 19 件(35%)で、最も低かったのは愛知県 10 件(24%)であった。パンフレットは神奈川県 10 件(53%)が最も多く、東京都 24 件(44%)と最も低かった。愛知県では通訳を設置して案内しているという回答が10件(24%)と他の県よりも多く、反対に埼玉県1件(2%)と少なかった。その他としては、広報誌の翻訳、ラジオ、対象者に案内を送付、外国人相談窓口、図書館にポルトガル語新聞等を設置、国際交流員がニュースレターを発行するといった回答があった(図6)。

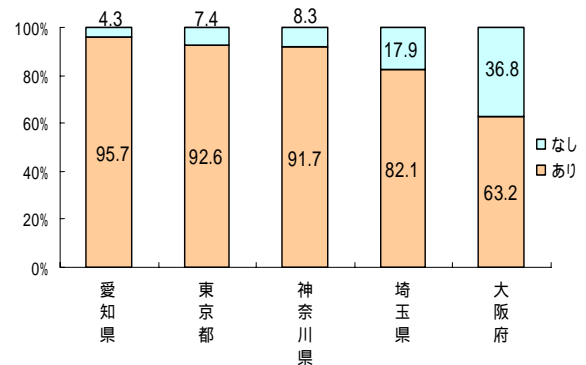


図5 在日外国人への情報提供の有無

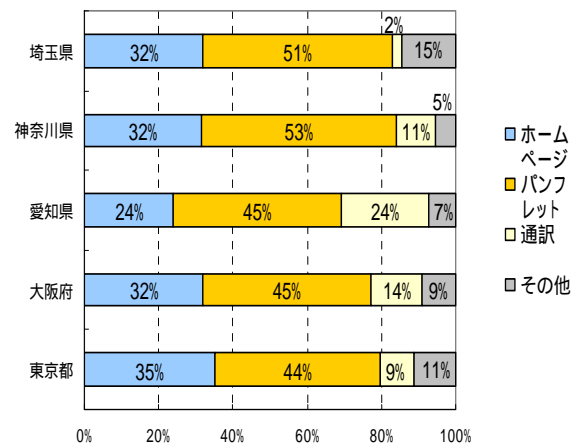


図6 在日外国人への情報提供の方法

7. 提供している情報の内容

提供している情報の内容は図7の通りで、いずれの県でも、保健・医療・福祉、税金・年金・保険に関する情報がそれぞれ20%前後となっていた。また、災害に関する情報の回答は神奈川県7件(21%)が最も多く、次いで大阪府10件(19%)となっており、どの県でも10%を超えていた。大阪府は、労働に関する情報という回答の割合が7件(13%)と他の県よりも高くなっていた。住居に関する情報ではいずれの県も15%前後で、回答の割合に差はみられなかった。在留手続き等入国管理に関する情報は大阪府6件(11%)と埼玉県10件(11%)と最も多く、神奈川県1件(3%)が最も少なかった。その他の内容としては、日本語教育、保育、生活一般、文化、公共施設案内、自治体の概要、行政情報、交通があった。

8. 提供している情報の対応言語

提供している情報の対応言語は、いずれの県でも英語という回答が最も多く、愛知県20件(33%)、東京都26件(27%)、埼玉県23件(25%)、大阪府12件(23%)、神奈川県10件(19%)の順に多くなっていた。愛知県ではポルトガル語19件(32%)、スペイン語11件(18%)が他の県と比較して多くなっていた。中国語は東京都24件(25%)、埼玉県20件(22%)、大阪府10件(19%)の順で割合が高くなっており、ハンブルでも東京都23件(24%)、大阪府9件(17%)、埼玉県15件(16%)と同様の傾向がみられた。タガログ語(フィリピン語)はいずれの県でも10%以下で少なかった。神奈川県はポルトガル語、スペイン語、中国語、ハンブルといった言語はいずれも12%、あるいは13%であり、その他の言語が14件(27%)と他の県よりも高くなっていた。その他の言語としては、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ラオス語、ロシア語、カンボジア語、ペルシャ語、フランス語、ドイツ語、ウルドゥー語、トルコ語、易しい日本語という回答があった(図8)。

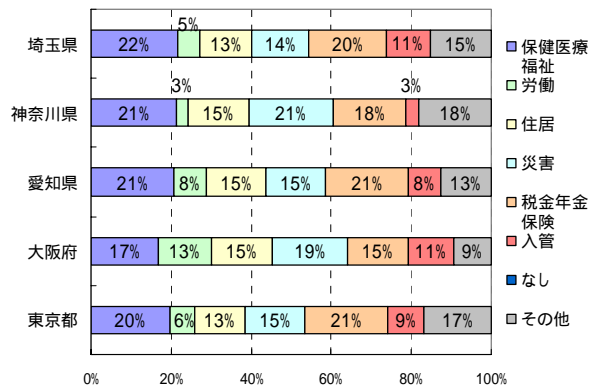


図7 在日外国人へ提供している情報の内容

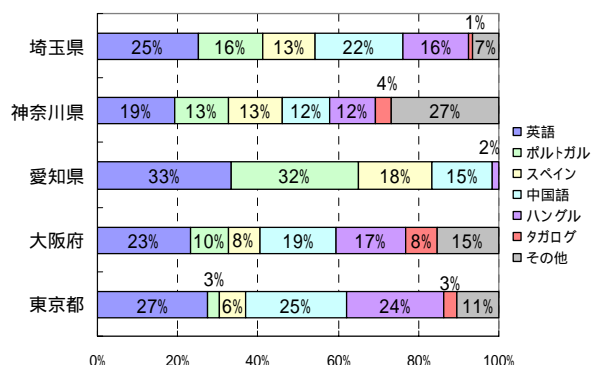


図8 在日外国人へ提供している情報の対応言語

考察

1. 在日外国人からの相談の実態

言葉の通じない外国人の対応経験の有無では、いずれの府県でも7割以上で経験があると答えていた。在日外国人の存在しない都道府県はなく、はじめに述べたように在日外国人は今後も増加していくと考えられる。そのため、在日外国人の集住地域に限らず、日本社会全体が内なる国際化に直面しているといえ、地方自治体においても対応していく必要性に迫られていると考えられる。

在日外国人からの相談の内容としては、いずれの県でも保健・医療・福祉や税金・年金・保険といった項目が多く、在日外国人の健康や経済的問題に関するニーズの高さが反映されていると考えられる。また、大阪府では住居に関する相談は少ない一方、保健・医療・福祉の相談が比較的多い傾向がみられた。このことは、大阪府ではオールドカマーが多いことや大阪府での情報提供が比較的少ないこと、市レベル以外で府レベル、あるいは

他の機関が相談を受けていることが関連している可能性がある。大阪府の回収率は57.6%と低く、相談実態を正確に反映しているとは言い難く、その理由に関しては今回の調査のみでは言及できない。また一方、埼玉県では、税金・年金・保険に関する相談が多いという傾向がみられた。これらは経済的負担が生じ、労働年代と関係する制度であり、埼玉県の外国人登録者数増加率が4.2%とニューカマーの増加が著しいという特徴と関連しているのではないかと考えられる。このように、地域ごとの在日外国人の特性が相談内容にも反映していることが考えられ、地域に住む在日外国人の特性を把握することは彼らからの相談に適切に対応し、地域全体での解決策や体制を考える上でも有用であるといえる。また、その他の相談内容として日本語教育、育児、生活全般、観光案内、結婚・離婚、ドメスティックバイオレンス、法律問題、交通事故が挙げられており、在日外国人の抱える生活の困難さや問題が多岐に渡っていることが明らかになった。

在日外国人からの相談の対応方法としては、通訳を配置して相談に対応しているという回答は少数で、担当した課内で言語のわかる職員や易しい言葉や筆談で対応していることが多かった。対応言語をみると、日系ブラジル人の多い愛知県ではポルトガル語が多かったが、それ以外の県では英語が最も多かった。この結果から、相談者の母国語ではなく、英語がわかる職員が対応にあたっている状況が多いのではないかと推測される。これに対し、伊藤らはブラジル人の多い愛知県内の保健センターでポルトガル語通訳を配置したところ、乳幼児健診の受診率が2.3倍に上昇し、保健医療関係者と外国人保護者間のコミュニケーションも改善したと報告した⁵⁾。英語だけでなく在日外国人にとって最も相談しやすい母国語で対応できること、対応する側にとっても十分なコミュニケーシ

ョンが図れることは適切な問題解決には不可欠である。今後、多言語での対応ができるよう、通訳の配置や通訳派遣システムの整備などを早急に進める必要があるといえるだろう。また、今回の調査でも保健・医療・福祉の相談が多いとの結果が出たが、李らは2003年にNGOが相談を受けた外国人妊産婦の事例を検討した結果、外国人母子支援の問題の一つとして自治体の窓口での母子保健制度に関する情報不足と不徹底を挙げている⁶⁾。母子保健制度だけでなく、制限はあるものの外国人でも利用可能な制度はいくつかある。しかし、窓口担当者がそれを知らない、あるいはコミュニケーションが不十分であったために、対象者とせず、受付や通知をしないという状況が生じている可能性がある。今回の結果からは在日外国人からの相談を適切に解決できたのか言及できないが、知識や経験のある者が担当する体制づくりや職員研修、あるいは在日外国人を対象とした多言語の相談窓口の充実が必要ではないかと考える。相談窓口に関しては単に開設すれば良いのではなく、開設時間、場所など在外日外国人にとってアクセスしやすい環境であるかも検討すべきだろう。

また、相談に来ることが出来ない外国人ほど、社会的・経済的に困難であることも考えられる為、問題がより深刻である場合もあるだろう。来所した在外日外国人に個別に対応するだけではなく、在外日外国人コミュニティや在外日外国人自身のエンパワメントを支援していく必要がある。そのためには、相談機能向上とともに、民間団体(NPO等)、在外日外国人グループやコミュニティとのネットワークを構築し、連携して問題解決にあたり、問題の分析・評価・検討を行うといった支援体制のあり方が望まれる。

2. 在外日外国人への情報提供の実態

いずれの府県でも在外日外国人への情報提供を行っているという回答が6割以上となっ

ていた。全国的に情報提供が必要であるという意識は高く、実際に何らかの情報提供を行っていると考えられる。大阪府は情報提供しているという回答が比較的少なかったが、前述したように回収率が低く、実態を反映していない可能性があることと、市レベルではなく府レベル、あるいは他機関で情報提供していることが関連しているのではないかと考えられる。大阪府を除けば情報提供しているという回答は8割以上となる。

情報の内容を見ると、いずれの地方自治体でも保健・医療・福祉、税金・年金・保険に関する情報が2割前後と多かった。地方自治体ごとに情報の内容に大きな違いはみられず、ほぼ類似した傾向となっていた。今回の調査では具体的な情報の内容について明らかではないが、東京都の調査では、出産・育児関係の情報や外国語で診療できる医療機関の情報提供の要望が高いこと、年金などの社会保障制度への関心の高まりが報告されていた⁷⁾。このように地域に住む在日外国人のニーズを把握し、それを踏まえて情報提供をはじめ、様々なサービスを充実させていくことが求められる。また、今回の調査結果からは保健・医療・福祉に関する相談が多いとなっており、今後も、それらに関する情報の提供を充実させていくことは重要である。

情報提供の方法としてはパンフレット、ホームページという回答が多数を占めていた。対応している言語では英語という回答がいずれの県でも最も多かったが、愛知県ではポルトガル語、スペイン語が比較的多く、東京都、大阪府では中国語、ハングルが多いなど、在日外国人に関する地域特性が反映されていた。この状況は、全国で外国語のパンフレットを作成しているものが4都道府県及び20市(区)町であったという1992年の調査⁸⁾に比較すると、大きく改善しているといえるだろう。しかし、地域特性はやや反映されてはいるものの、対応言語としては英語が最も多く、

地域に住む在日外国人の母国語に十分対応した結果であるとはいいがたい状況である。また、パンフレットやホームページによる情報が本当に必要とする外国人に届いているかという点では、さらに調査が必要であると思われる。パンフレットを用意し行政窓口にしても、在日外国人が窓口を訪れなければ情報提供にはならない。行政窓口だけではなく、関係機関に配布する、在日外国人が多く集まる場所(レストランや教会等)にも置いておくなどコミュニティのネットワークを活用し、民間のメディア、支援団体等と連携しながら情報を提供していくことが必要ではないだろうか。

また、今回の結果でも明らかになったように、多言語のホームページやそこから生活情報をダウンロードできるようにしている自治体は多い。しかし、トップページが日本語で、日本語がある程度理解できなければ外国人が望む言語のページまでたどり着けないようなものもある。パンフレットと同様に民間団体等と協力し、利用する在日外国人の意見を取り入れながらアクセスしやすいページを作成していくことが求められるだろう。

3. 今後の在日外国人支援のあり方

全体の結果としては、いずれの地方自治体においても在日外国人の相談は多く、それぞれ対応しており、情報提供も様々な項目に渡って実施されていた。それぞれ課題はあるものの在日外国人支援に関して意識は高まってきたといえるだろう。しかし、研究対象とし、協力が得られた地方自治体はもともと外国人登録者数が多く、対応する必要性に特に迫られていると考えられる。そうした地方自治体であっても多言語対応が十分にできているとはいえない結果であり、他の地方自治体との地域格差は大きく日本社会全体では在日外国人への支援は不十分である可能性は高い。今後、在日外国人がさらに増加していくことを考えれば、日本社会全体とし

て支援のあり方を検討していく必要がある。

今回の結果から今後の課題として示唆されたのは、在日外国人のニーズに本当に応えているかという点である。今回明らかになった実態から、対応言語やその後の対応方法など、在日外国人にとって望ましい相談対応なのか、情報提供の方法や情報の内容、対応言語など、在日外国人にとって必要な情報が本当に届いているのか検討し、改善していく必要がある。例えば、相談の対応方法に関して、言語のできる職員が対応したという回答が多くみられたが、対応言語では英語が最も多く、相談者の母国語で対応できていない状況も推察される。この状況から、双方にとって不安のない十分なコミュニケーションがとれ、問題解決につながったのかという疑問が生じる。今回の質問紙では保健・医療・福祉というように大きく分類した選択肢や基本的な質問項目のみとしたため、詳細な相談内容や対応方法、情報の内容などを把握することはできなかった。また、地方自治体の取り組みに対する在日外国人の満足度、有効性についても言及できなかった。今後は、地方自治体行政と在日外国人双方を対象とした調査や個々の事例を分析するなどの調査を行い、地域に住む在日外国人のニーズに合った、より具体的な改善策を検討していく必要があるだろう。

そして、今後の支援を考える際に重要なことは、地域に住む外国人住民をパートナーとして、在日外国人自身からの声を取り入れることではないかと考える。今回の調査では、在日外国人からの相談に対して、他の機関に相談したという回答は2割前後から3割前後となっていた。個々の相談内容は明らかではなく、他機関との連携が必要ない場合もあるだろうが、相談でみえた問題などを他の機関、NPO、コミュニティ等と共有し、地域全体の解決策を検討するなど、地域に住む在日外国人からの相談を活かしていくことが重要で

はないだろうか。地域に住む在日外国人への支援のあり方を検討していくにあたって、地方自治体は、地域の外国人住民が参画できる機会を設ける、在日外国人コミュニティや支援団体とのネットワークを構築するなど、在日外国人とともに地域に合ったきめ細やかなサービスを目指していくことが望まれる。また、この調査では保健・医療・福祉に関する相談が多く、在日外国人のニーズの高さが明らかとなったが、行政で働く保健医療の専門職である保健師は、健診や予防接種、家庭訪問など直接、在日外国人に接し、彼らの声を聞くことができる。市の保健センターで在日外国人と日本人が参加する育児交流会を開催し、在日外国人のニーズを把握している事例も報告されている⁹⁾。保健・医療・福祉に関するニーズは時として緊急性を持ち、生命にも関わる場合がある。生活する上ではこれらのニーズの充足は欠かせないものである。そのため、保健師が在日外国人を地域住民の一人としてとらえ、健康に安心して暮らせる地域づくりや支援体制を整備していくことは、最終的には日本人も含めた、きめ細やかな保健医療サービスの確立や地域全体の健康増進につながる。保健師に限らず、同様のことは医療機関に働く専門職、看護職にも言えよう。文化背景の異なる在日外国人との出会いは、看護者にとって、対象者の本質的なニーズの把握、対象者を尊重した個別性のあるケア・サービスといった看護の基本に立ち返るきっかけともなるのではないか。中村は、在日外国人の保健医療問題の多くが、日本人を含めた日本の保健・医療・福祉サービスそのものの問題点であると述べている¹⁰⁾。様々な文化背景や価値観を尊重できる社会は多様化する日本人にとっても生活しやすい社会であると考えられる。日本の多民族多文化社会が進む現在、在日外国人を特別視するのではなく、住民の一人、パートナーとして、日本の行政、保健・医療・福祉サービス

のあり方を検討していくといった姿勢が求められているのではないかと考える。

結語

外国人登録者数の多い上位5府県の市に質問紙調査を行った結果、以下のことが明らかになった。

(1)7割以上の自治体で在日外国人の対応・相談を行っており、外国人からの相談内容は保健・医療・福祉をはじめ多岐に渡っていた。担当課内で言語のわかる職員や筆談、易しい言葉等によって対応していた。

(2)6割以上の自治体はホームページやパンフレットを使用し、在日外国人への情報提供を行っていた。情報の内容は保健・医療・福祉をはじめ様々で、類似した傾向であった。

(3)大阪府は相談・情報提供ともに比較的少なく、愛知県はポルトガル語による相談や情報提供が多いというように在住する外国人の特性がやや反映されていたが、対応言語など地域に住む外国人の状況に本当に合っているのかといった課題もあった。

(4)相談・情報提供状況ともに1994年に比べて改善していると考えられるが、適切な対応できているか、情報が届いているのかといった課題がある。今後、通訳、相談窓口や職員研修といった多言語相談機能の向上、他団体・外国人コミュニティとの連携、ネットワークを利用した情報提供など改善していくとともに在日外国人自身やコミュニティのエンパワメントを支援していく必要がある。

(5)今後は、ニーズに応えていくため在日外国人住民をパートナーとして行政、保健・医療・福祉サービスなど支援のあり方を検討していくことが望まれる。またそれは、日本人を含め日本社会全体におけるきめ細やかなサービスの確立や地域全体の健康増進につながる。

おわりに

本研究では地方自治体(市)を対象として、在日外国人の相談・多言語による情報提供の

大まかな状況を調査した。結果として、保健・医療・福祉や税金・年金・保険といった項目の相談が多く、提供されている情報の内容でもそれらは含まれており、在日外国人が相談した項目に沿った情報提供を行っているように思われる。しかし、保健センターを対象とした他の研究では、母子保健に関する項目のうち、乳幼児健診は相談が多くあったが、情報提供は少ないというような結果がでている。保健・医療・福祉に関する情報提供はなされているものの、さらに内容等を細かくみていけば、まだまだ不十分な面があるだろう。その地域に住む在日外国人にとって本当に利用価値のある情報を確実に提供していくこと、そして、在日外国人を特別視するのではなく、彼らが安心して健康に暮らせる環境を整備していくことは、これからの社会において重要な課題である。

文献

- 1) 法務省入国管理局：平成16年末現在における外国人登録統計について，2005，1-8.
- 2) 厚生労働省職業安定局：外国人労働者問題に関する資料，2005，1-32.
- 3) 日本経済団体連合会：外国人受け入れ問題に関する提言，2006年3月27日参照，<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/honbun.html>
- 4) 沢田貴志：在日外国人と地域保健活動，公衆衛生66(11)，2002，36-38.
- 5) 伊藤美保、中村安秀、小林敦子：在日外国人の母子保健における通訳の役割，小児保健研究63(2)，2004，249-255
- 6) 李節子、今泉恵、澤田貴志：在日外国人母子支援ガイドライン，助産雑誌57(8)，2003，64-72
- 7) 東京都生活文化局文化振興部事業推進課：東京在住外国人レポート，2005，1-39
- 8) 寺田篤弘：在日外国人に対する地方行政の対応 日本大学精神文化研究所紀要30，1999，p21-33

- 9) 沼田かほる、大澤千加子他：在日外国人
親子への支援について，保健婦雑誌
55(10)，1999，839-843
- 10) 中村安秀：外国人の健康と保健医療問題
地域保健 34(11)，2003，5-15